

桜ニュータウン自主防災組織規約

(名称)

第1条 この会は、桜ニュータウン自主防災組織(以下「本組織」という。)と称する。

(事務局の所在地)

第2条 本組織は、桜ニュータウン自治会の下に置き、事務局は本組織の防災長宅に置く。

(目的)

第3条 本組織は、住民の自助・共助の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災・風水害その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災計画の改定に関する事。
- (2) 防災訓練の実施に関する事。
- (3) 防火・防災に関する知識の普及・啓発に関する事。
- (4) 地震等に対する災害予防に関する事。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導及び給食・給水等応急対策に関する事。
- (6) 防災資機材等の備蓄に関する事。
- (7) 災害用井戸の維持管理に関する事。
- (8) 他組織との連携に関する事。
- (9) その他本組織の目的達成のために必要な事項。

(会員)

第5条 本組織は、桜ニュータウンにある世帯(以下「会員」という。)をもって構成する。

(防災員)

第6条 防災員は、本組織の行う防災活動の事業を実施するため、自発的に参加し、協力する会員をもって構成する。

2 防災員は、全会員の参加・協力の基に、下記の事業を行う。

(1) 平常時には、防災役員会から運営を委任された下記の事業を行う。

- ① 防災訓練の実施
- ② 防災に関する知識の普及・啓発
- ③ 災害時ひなん支援希望者の把握
- ④ 地震等の災害予防・軽減のための対策強化
- ⑤ 防災資機材等の備蓄・管理等

(3) 地震等の災害発生時には、活動できる防災員及び会員を中核として、災害対策本部長(防災長または代行者)の指揮の下で下記の活動を行う。

- ① 情報の収集・伝達
- ② 初期消火
- ③ 安否確認、救出・救護、避難誘導等
- ④ 被害状況の把握
- ⑤ 他組織との連携等
- ⑥ 災害対策本部の活動に目処がたち次第、避難所運営本部の活動に協力する

3 防災員及び会員は、防災活動の実施中に発生する事故等については、自他ともに責任を問われない。

(防災役員)

第7条 本組織に次の防災役員を置く。

- (1) 防災長 1 名
- (2) 副防災長 若干名
- (3) 部会長 各部会1名
- (4) 会計 2 名
- (5) 書記 2 名

2 役員は会員の互選による。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(防災役員の仕事)

第8条 防災長は、本組織の運営を総括するとともに、地震等の緊急時においては、自治会会長の承認のもとに、桜ニュータウンにおける防災活動の指揮を執る。

2 副防災長は、防災長を補佐し、防災長に支障がある場合は、その職務を代行する。

3 部会長は、担当部会を運営し、防災員の行う防災活動に関する事業を指揮する。

4 会計は、金銭の出納を記録し、保管の任にあたる。

5 書記は諸会議の議事を記録し、自主防災組織の事業記録の保管を行う。

(総 会)

第9条 本組織の総会(以下「総会」という。)は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年一回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、防災長が招集し、会員の過半数(委任状を含む)の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数をもって決する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 防災計画に関する事。
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 防災役員候補者の承認
- (5) 規約の改正に関する事。
- (6) その他、特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を、第10条が定める防災役員会に委任することができる。

(防災役員会)

第10条 防災役員会は、防災役員をもって構成し、防災長がこれを招集する。

2 防災役員会は、次の事項を審議し実行する。

- (1) 自主防災組織運営に関する事。
- (2) 事業実施に関する事。
- (3) 会員の自薦、他薦が無かった場合には役員候補者を推薦する。
- (4) 総会に提出すべき事。
- (5) 総会により委任された事。
- (6) その他防災役員が特に必要と認めた事。

(部 会)

第11条 本組織に以下の部会を置く。防災員は、いずれかの部会に属するものとする。

- (1) ひなん支援部会
- (2) 情報部会
- (3) 訓練部会

(防災会議)

- 第12条 防災会議は、防災員をもって構成し、防災長がこれを招集する。
- 2 防災会議には、防災員以外の会員も参加することができる。
 - 3 防災会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 防災役員会に提出すべき事項
 - (2) 防災役員会により委任された事項
 - (3) その他、会員が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

- 第13条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画(自主防災組織台帳、地域防災カルテ及び地域防災マップ等を含む)を作成し、状況に合わせて柔軟に構成する。
- 2 防災計画は次の事項から構成する。
 - (1) 防災訓練、防火・防災知識の普及、避難支援必要者の把握等、平常時の活動に関すること。
 - (2) 地震等の災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (3) 地震等の災害発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び給食・給水に関すること。
 - (4) その他必要な事項。

(経 費)

- 第14条 本組織の運営に要する経費は、自治会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

- 第15条 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(会計監査)

- 第16条 会計監査は毎年1回、桜ニュータウン自治会の監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時に行うことができる。

付則

この規約は、平成24年9月20日から実施する。

平成27年 4月 1日規約一部改定

平成31年 3月 24日規約一部改定

令和 6年 3月 24日規約一部改定